

[別 紙]

「提出書類一覧」及び「様式」

1 提出書類一覧

	提出書類	様式
1	申請書	様式第 1-1 号 又は様式第 1-2 号
2	収支予算書（※内訳書については任意様式可）	様式第 2 号
3	誓約書	様式第 3 号
4	資格認定申請書（共同企業体用）（グループ応募の場合に限る）	様式第 4 号
5	指定管理業務共同企業体協定書（共同企業体用） （グループ応募の場合に限る）	様式第 5 号
6	委任状（共同企業体用）（グループ応募の場合に限る）	様式第 6 号
7	役員等名簿及び照会承諾書	様式第 7 号
8	質問用紙	様式第 8 号
10	事業計画書	任 意
11	株式会社、有限会社及び社会法人等の場合・・・定款 財団法人の場合・・・・・・・・・・寄附行為 その他の団体の場合・・・・・・・・・・上記に類するもの	
12	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの （直近の 3 事業年度分）	
13	労働保険料納付済証明書	
14	法人登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者及び 組織の内容がわかるような会則等）	
15	納税証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあっては、 その代表者。）	
16	身元証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあっては、 その代表者。）	
17	応募者の組織、沿革及び事業概要を記した書類、パンフレット等	

申 請 書

甲佐町長 甲斐 高士 様

申 請 者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

連絡先（電話）

甲佐町公の施設に係る次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

「甲佐町（甲佐町総合保健福祉センター「多世代・多機能型スペース」及びシャワー室）」

また、「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者募集要項」中、「12. 申請の資格」に規定する1から9までの資格要件について、全て満たしていることを誓約いたします。

本申請に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

なお、この書類を提出した以後に、資格要件を満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

添付書類

- 1 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- 2 誓約書（様式第3号）
- 3 定款又は寄附行為の写し
- 4 法人にあつては、当該法人の法人登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容がわかるような会則等）
- 5 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- 6 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書等、団体の業務の内容を明らかにする書類
- 7 労働保険料納付済証明書
- 8 納税証明書（国・県・市町村全て）
- 9 身元証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 10 役員等名簿及び照会承諾書（様式第7号）
- 11 その他町長が必要と認める書類

申 請 書

甲佐町長 甲斐 高士 様

申 請 者

共同企業体の名称

共同企業体

共同企業体の代表者の所在地

商号又は名称 代表者

実印

共同企業体の構成員の所在地

商号又は名称 代表者

実印

共同企業体の代表者の所在地

商号又は名称 代表者

実印

甲佐町公の施設に係る次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

「甲佐町（甲佐町総合保健福祉センター「多世代・多機能型スペース」及びシャワー室）」

また、「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者募集要項」中、「12. 申請の資格」に規定する1から9までの資格要件について、全て満たしていることを誓約いたします。

本申請に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

なお、この書類を提出した以後に、資格要件を満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

添付書類（※2から10の書類は共同企業体の構成員毎に提出すること。）

- 1 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- 2 誓約書（様式第3号）
- 3 定款又は寄附行為の写し
- 4 法人にあつては、当該法人の法人登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容がわかるような会則等）
- 5 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- 6 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書等、団体の業務の内容を明らかにする書類
- 7 労働保険料納付済証明書
- 8 納税証明書（国・県・市町村全て）
- 9 身元証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 10 役員等名簿及び照会承諾書（様式第7号）
- 11 その他町長が必要と認める書類

収 支 予 算 書

【 年度】

一年間に要する費用を下記に記入してください。

< 収入 >

項目	詳細	経費（千円）	摘要
	指定管理料		
	利用料金		

< 支出 >

項目	詳細	経費（千円）	摘要
人件費	現場に配置される職員等の経費		内訳書 1
正規職員	常勤職員等		
パート等	パート、アルバイト、非常勤職員等		
事業費			
需用費	消耗品費、燃料費等		内訳書 2
役務費	手数料、保険料等		内訳書 3
委託費			内訳書 4
その他	使用料、賃借料、原材料費等		内訳書 5
間接経費	管理運営にともなう本社等の経費		
合計			

※ 毎年度（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）にかかる費用を単年度毎に記入してください。

※ 「摘要」欄に「内訳書」とあるものは、それぞれ根拠となる積算を示してください（様式任意）。

※ 人件費には、健康運動指導士等の有資格者ごとに経費を計上すること。

誓約書

年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

団体名

所在地

代表者氏名

印

多世代・多機能型スペース及びシャワー室にかかる指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約いたします。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- 3 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定により、従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）でないこと。
- 4 国、地方公共団体又は甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。
- 5 国税、地方税等を滞納していないこと。
- 6 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

資格認定申請書（共同企業体用）

年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

団体名

団体所在地

代表者氏名

印

多世代・多機能型スペース及びシャワー室の指定管理者の指定を受けるため、共同企業体を結成し、指定管理者指定申請書に多世代・多機能型スペース及びシャワー室の指定管理業務共同企業体協定書及びその他必要書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1 申請書類

別添一式

2 担当者連絡先

指定管理業務共同企業体構成員表

構成区分	住所、商号又は名称、代表者氏名及び電話番号
代表構成員	住所 商号又は名称 代表者 電話番号 印
構成員	住所 商号又は名称 代表者 電話番号 印
構成員	住所 商号又は名称 代表者 電話番号 印
構成員	住所 商号又は名称 代表者 電話番号 印

指定管理業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、多世代・多機能スペース及びシャワー室の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、(名称を明記) 指定管理業務共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、(住所、商号又は名称を明記) 内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、本協定書締結日に成立し、当該業務の指定管理期間終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務の指定管理者の指定を受けられなかったときは、共同企業体は、前項の規定に関わらず解散することができるものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表構成員 住所

商号又は名称

代表者名

構成員 住所

商号又は名称

代表者名

(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、(商号又は名称を明記) を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、共同企業体を代表して、甲佐町及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、甲佐町と当該業務に係る協定書の締結、共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の出資の割合)

第9条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について甲佐町と協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

.....%	%
.....%	%

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第11条 構成員は、共同体が当該業務を完了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定に関わらず構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

(業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第12条 構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第13条 共同企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第14条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

(構成員の商号又は名称を明記) は、以上のとおり指定管理業務共同企業体協定書を締結したので、その証としてこの協定書通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか甲佐町に1通提出するものとする。

年 月 日

代表構成員	住所 商号又は名称 代表者名	印
構成員	住所 商号又は名称 代表者名	印
構成員	住所 商号又は名称 代表者名	印

委任状（共同企業体用）

年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

委任者 住所
商号又は名称
代表者 印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、下記事項の権限を委任します。

受任者

下記事項について受任することを承諾します。

共同企業体の代表者
住所
商号又は名称
代表者 印

共同企業体の代表者
住所
商号又は名称
代表者 印

委任事項

- 1 多世代・多機能型スペース及びシャワー室の指定管理業務に係る甲佐町及び監督官庁等との折衝
- 2 多世代・多機能型スペース及びシャワー室の指定管理業務に係る指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 3 多世代・多機能型スペース及びシャワー室の指定管理業務に係る協定書の締結
- 4 多世代・多機能型スペース及びシャワー室の指定管理業務に係る指定管理料の請求及び受領
- 5 共同企業体に属する財産の管理

役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、甲佐町が締結する契約等からの暴力団等排除に関する合意書 3 に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	フリガナ 氏名	住所	生年月日	性別

なお、この書面に記載された個人情報については、甲佐町個人情報保護条例（平成15年条例第 2 号）の規定により、上記以外の目的には利用しません。記入要領及び注意事項については裏面参照。

【記入要領及び注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、甲佐町個人情報保護条例（平成15年条例第2号）の規定に基づいて取り扱うものとし、甲佐町が締結する契約等からの暴力団等排除に関する合意書（以下「合意書」といいます。）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。甲佐町がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の実施機関と定められています。

- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

（1）株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む。）

（2）合名会社又は合同会社については、社員

（3）合資会社については、無限責任社員

（4）一般社団法人又は一般財団法人については、理事（代表理事を含む。）。一般財団法人については、これに加えて評議員

（※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」にあつては、理事。特例財団法人が整備法第91条の規定により評議員を置いた場合は、これに加えて評議員。）

（5）（1）から（4）までに掲げる法人以外の法人については、（1）から（4）までに掲げる役職に相当する地位にある者

（6）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

（7）個人については、その者

（8）次に該当する場合は、（1）から（7）までに掲げる者のほか、次の者

ア 支配人をおく場合は、支配人

イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者

（9）当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、（1）から（8）までに掲げる者のほか、管財人

- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

質 問 用 紙

件 名	多世代・多機能型スペース及びシャワー室にかかる指定管理について
商号又は名称	
代表者職氏名	
担 当 部 署	
担 当 者 氏 名	
電話番号	電話：
メールアドレス	
質 問 件 名	
質 問 内 容	

- ※ 質問は1枚につき1件とする。
 ※ 提出方法は、メールのみによる。

【提出先】

甲佐町健康推進課健康推進係

メール：ayumi01@kosa.kumamoto.jp